

## 社会福祉法人中野あいいく会沿革

昭和26年（1951年）	4月	中野区に特殊学級をつくる運動 木村茂行氏（二代会長）、金子松栄氏が中心となって 開始
昭和27年（1952年）	4月	文部省初等中等教育局に特殊教育室 設置
	5月	全日本精神薄弱者育成会 結成
昭和28年（1953年）	6月	桃園小学校に特殊学級 開設
	6月	第七中学校に特殊学級 開設
昭和29年（1954年）	12月	桃園小学校に特殊学級P T A 日本精神薄弱者育成会に入会
昭和30年（1955年）	3月	中野区児童愛育会 結成 木村茂行、金子松栄両氏を中心とした「中野区愛護会」と桃園特殊学級P T Aとで中野児童愛育会 結成
		初代会長 石井宗吉氏を選出
昭和32年（1957年）	10月	大和小学校に特殊学級 開設
	10月	第二中学校に特殊学級 開設
昭和35年（1960年）	3月	精神薄弱者法 制定
昭和36年（1961年）	5月	新井小学校に特殊学級 開設
昭和38年（1963年）	4月	第四中学校に特殊学級 開設
	10月	杉の子グループ 開設 鈴木田鶴子（三代会長）を中心に親たちの手で高円寺玉木氏の一室を借り在宅者を集め作業訓練 開始
昭和39年（1964年）	1月	杉の子グループ 野方伊藤氏持ち家に移転
	5月	杉の子グループ作業所 開設 都立鷺宮授産所内に5坪の独立作業所を造る
昭和39年（1964年）	10月	杉の子グループ 余暇指導 開設

昭和40年（1965年）	4月	NHK番組「明日のあゆみ」で杉の子グループ 放映
	12月	杉の子グループ作業所 増設 共同募金を原資に5坪の独立作業所に2階を増設
昭和41年（1966年）	10月	杉の子グループ余暇指導 北部福祉センターに移転 卒業生の参加 始まる
昭和43年（1968年）	8月	都へ陳情（都立中野福祉作業所を開設）
昭和44年（1969年）	12月	都立中野福祉作業所 開設
	12月	杉の子グループ作業所 閉鎖 都立中野福祉作業所へ全員 移行
昭和45年（1970年）	9月	幼児グループ指導を北部福祉センターで開始 愛育会役員の手によって障害幼児の親子グループを造る
昭和46年（1971年）	9月	障害幼児通所訓練施設として区立「アポロ保育室」 開設
	9月	幼児グループ指導をアポロ保育室に移行 入学免除・猶予の過年児対象としてグループ指導を継続
	11月	養護学校を造る運動開始 中野・新宿親の会 都へ陳情
昭和47年（1972年）	4月	「いずみ青年学級」区社会教育会館に 開設
	4月	幼児グループ指導をアポロ保育室に移行
	6月	<b>中野区愛育会と名称を変更</b>
		「愛人為大」（礼記） [読み] ～「人を愛するを大と為す。」 [意味] ～「政事の大眼目は、人を愛することである。」 「愛育」 [意味] ～「大事に育てる。」
昭和48年（1973年）	8月	幼児グループ指導 中止 以後どんぐり教室として南部福祉センターで幼児の親たちにより自主運営

昭和49年（1973年）	8月	都へ陳情（中野区内に精神薄弱児の養護学校設置）
	11月	中野区に陳情（養護学校設立）
昭和50年（1975年）	4月	特殊中重度学級「さくら学級」江古田小学校に開設
	9月	「さくら学級」武蔵台小学校に移転
	9月	中野区に陳情（養護学校設立促進）
昭和51年（1976年）	9月	杉の子作業所 区内集会室で再開
昭和52年（1977年）	2月	杉の子作業所 東中野 渡辺方に移転 第一杉の子作業所となる
	6月	中野区愛育会二代会長 木村茂行氏を選出
昭和53年（1978年）	4月	都立中野養護学校 開設
昭和56年（1981年）	3月	第七中学校の特殊学級 生徒数減により休級
	4月	第二杉の子作業所 南台に開設
	6月	中野区愛育会三代会長 鈴木田鶴子氏を選出
	11月	中野区障害者福祉協議会 発足
昭和57年（1982年）	4月	区から愛育会へ委託による「生活寮」を平山氏宅にて発足
昭和58年（1983年）	3月	第二杉の子作業所 中野区弥生福祉作業施設へ移転
昭和61年（1986年）	10月	第三杉の子作業所 旧大和地域センターに開設
昭和62年（1987年）	10月	中野区立弥生福祉作業所開設
平成 7年（1995年）	4月	第四杉の子作業所 沼袋に開設
平成10年（1998年）	9月	精神薄弱者福祉法を知的障害者福祉法に題名変更

平成11年（1999年）	4月	第一杉の子作業所 東中野から谷戸福祉施設に移転
平成12年（2000年）	6月	精神薄弱者福祉法を知的障害者福祉法に題名変更 小規模通所授産施設及び社会福祉法人の条件緩和
平成13年（2001年）	9月	中野区愛育会臨時総会で法人化方針を決定
	12月	中野区愛育会鈴木田鶴子会長 厚生労働大臣表彰を受ける。
平成14年（2002年）	2月	社会福祉法人中野あいいく会設立準備委員会 発足 代表に山本マサミを選出
	7月	第5回社会福祉法人中野あいいく会設立準備委員会開催において、法人設立の方針決定
	10月	第五杉の子作業所 中野新橋に開設
	11月	東京都へ社会福祉法人中野あいいく会設立認可を申請
	12月	東京都から社会福祉法人中野あいいく会設立を認可される。
	12月	東京都中野法務局へ社会福祉法人中野あいいく会設立登記を申請（平成14年12月12日）
	12月	社会福祉法人中野あいいく会設立認可（平成14年12月12日）
	12月	中野区愛育会と社会福祉法人中野あいいく会との間の贈与契約に基づく贈与完了（平成14年12月19日）
平成14年（2002年）	12月	東京都へ小規模通所授産施設設置の申請（平成14年12月24日） 第一杉の子作業所 第二杉の子作業所 第三杉の子作業所 第四杉の子作業所
	12月	東京都において、社会福祉法人中野あいいく会小規模通所授産施設設置申請書を受理される。
	12月	平成14年度第1回（12月25日）理事会を開催 定款附則に基づく役員を選任
	12月	理事長に鈴木田鶴子を互選

平成15年（2003年）	1月	社会福祉法人中野あいいく会小規模通所授産施設事業開始 （平成15年1月1日） 第一杉の子作業所、第二杉の子作業所 第三杉の子作業所、第四杉の子作業所
平成15年（2003年）	5月	平成15年度第1回（5月27日）理事会を開催 理事長に山本マサミを選任
平成16年（2004年）	9月	居宅介護支援事業（公益事業）開始 平成16年9月21日
	10月	平成16年度第2回理事会、評議員会で第2期理事、監事、評議員を選出
	12月	平成16年度第4回理事会（12月25日）に於いて、 理事長に山本マサミを選出
平成17年（2005年）	5月	平成17年度第1回理事会及び評議員会（5月27日）に於いて、知的障害者地域生活援助開始に向けて、グループホーム建設計画を、了承。
	10月	平成17年度第2回理事会（10月31日）に於いて、第五杉の子作業所を公益事業として法人が運営をする。
	12月	平成17年12月1日から地域生活援助事業として、「あいいく上高田の家」を開設。
平成18年（2006年）	5月	平成17年度第1回理事会及び評議員会（5月25日）に於いて、知的障害者地域生活援助事業として、2か所目のグループホーム建設計画を、了承。
	11月	平成18年度第2回理事会、評議員会で第3期理事、監事、評議員を選出
	11月	障害者自立支援法施行に伴い、定款の文言を変更。（第二種社会福祉事業）  （イ）障害福祉サービス事業 （ロ）障害福祉サービス事業（居宅介護 ヘルパーステーションあいいく） （ハ）地域生活支援事業（ヘルパーステーションあいいく）
	12月	平成18年度第4回理事会（12月25日）に於いて、 理事長に山本マサミを選出

平成19年（2007年）	4月	平成19年4月1日から共同生活援助・介護事業として、「あいいく中野坂上の家」を開設。
平成20年（2008年）	11月	平成20年度第2回評議員会で第4期理事、監事、評議員を選出
	11月	第3回理事会、第2回評議員会で障害者自立支援法に基づく新体系事業の実施及び事業所の配置について、了承。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新体系事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護事業</li> <li>就労継続支援事業B型</li> </ul> </li> <li>・事業所の形態（年度当初） <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ)第一事業所→第一杉の子作業所、その分場として第五杉の子作業所</li> <li>(ロ)第二事業所→第二杉の子作業所</li> <li>(ハ)第三事業所→第三杉の子作業所、その分場として第四杉の子作業所</li> </ul> </li> </ul>
平成20年（2008年）	12月	平成20年度第4回理事会（12月25日）に於いて、 理事長に山本マサミを選出
平成21年（2009年）	3月	平成20年度第5回理事会及び第3回評議員会（3月26日）に於いて、 障害者自立支援法に基づく新体系事業の実施及び事業所の配置及び事業所名変更に伴う、関連規程等の制定及び改正等の承認。  第一杉の子作業所 → 杉の子城山（生活介護、就労継続支援B型） 第二杉の子作業所 → 杉の子弥生（生活介護、就労継続支援B型） 第三杉の子作業所 → 杉の子大和（生活介護、就労継続支援B型） 第四杉の子作業所 → 杉の子大和 沼袋分場（生活介護、就労継続支援B型） 第五杉の子作業所 → 杉の子城山 中野新橋分場（生活介護）
平成21年（2009年）	4月	平成21年4月1日東京都より障害者自立支援法に基づく新体系事業の事業所としての認可を受ける。  杉の子城山 杉の子弥生 杉の子大和
平成22年（2010年）	4月	平成22年4月1日東京都の認可を受け、杉の子城山中野新橋分場を廃止し、事業所杉の子城山に統合。  平成22年4月1日東京都の認可を受け、杉の子大和沼袋分場を廃止し、事業所杉の子沼袋として独立。
平成22年（2010年）	5月	平成22年度第1回理事会にて山本マサミ理事長の退任が承認される。 同日、互選により理事長に上西陽子を選出。

平成23年（2011年）4月	平成23年4月1日東京都の認可を受け、ヘルパーステーションあいいくは、基準該当事業者から次のサービスを提供する指定障害福祉サービス事業者となる。（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）
平成24年（2012年）6月	平成24年度第2回理事会に於いて3ヶ所目のグループホーム建設計画を了承。
平成24年（2012年）10月	平成24年10月21日東京都の認可を受け、介護人材の育成の公益事業を開始する。
平成25年（2013年）4月	平成25年4月1日杉の子沼袋施設移転に伴い、 「杉の子丸山」に名称変更 併せて、生活介護の定員を10名→20名に変更  共同生活援助・介護事業として、「あいいく丸山の家」開設
平成26年（2014年）6月	平成26年6月25日中野区長より定款変更認可を受ける （目的）の変更 （ハ）特定相談支援事業の経営 追記
平成26年（2014年）7月	平成26年7月1日 指定特定相談支援事業所 「相談支援センターあいいく」開設
平成30年（2018年）4月	中野区からの委託を受け、中部すこやか福祉センター障害者相談支援事業所を開設
平成31年（2019年）4月	中野区知的障害者生活寮やまと荘の受託
令和 2年（2020年）3月	中野区知的障害者生活寮やまと荘の受託終了